

平成30年由仁町議会第3回臨時会 第1号

平成30年2月19日(月)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
- 4 議案第 1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○出席議員(10名)

議長	10番	熊 林 和 男 君	副議長	9番	吉 田 弘 幸 君
	1番	羽 賀 直 文 君		2番	早 坂 寿 博 君
	3番	加 藤 重 夫 君		4番	後 藤 篤 人 君
	5番	浮 田 孝 雄 君		6番	佐 藤 英 司 君
	7番	大 竹 登 君		8番	井 村 勇 夫 君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	平	中	利	昌
總	務	課	中	島		哲
保	健	福	中	道	康	彦
住	民	課	山	影	寿	幸
保	健	福	野	田	友	二
		課				專
		門				官

○出席事務局職員

局		長	菊	地	和	夫	君
主		査	荒	井		修	君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、平成30年由仁町議会第3回臨時会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 加藤君、4番 後藤君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（熊林和男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。ごらんをお願いします。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第4、議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、平成30年度から平成32年度までを計画期間として見直しを行いました第7期介護保険事業計画及び介護保険法の改正に基づき、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君） 議案第1号 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

新旧対照表で説明いたしますので、議案第1号資料をごらん願います。

まず、介護保険事業計画の見直しに伴う改正であります。第2条は保険料率で、第6期介護保険事業計画の期間でありました平成27年度から平成29年度までを第7期の計画期間の平成30年度から平成32年度までに改めようとするものであります。また、各号の規定であります。第5号が基準となる額でありまして、現行5万9,400円、月額で4,950円を改正後は6万6,840円、月額で5,570円に改正しようとするものであります。第1号は、第5号に規定する基準額に0.5を乗じた額で3万3,420円に、第2号及び第3号は0.75を乗じた5万130円に、第4号は0.9を乗じた6万150円に、第6号は1.2を乗じた8万200円に、第7号は1.3を乗じた8万6,890円に、第8号は1.5を乗じた10万260円に、第9号は1.7を乗じた11万3,620円に改めようとするものでございます。

第2条第2項は、第1項第1号で規定しております第1段階に該当いたします保険料の減額賦課につきまして基準額を0.5からさらに0.05を減額した0.45とするものであり、平成30年度から平成32年度までの各年度につきまして3万70円にしようとするものであります。

次に、介護保険法の改正に伴います第13条の改正であります。被保険者等に関する調査の対象が現行では被保険者、第1号被保険者の配偶者、第1号被保険者の属する世帯の世帯主等とされておりましたが、介護保険法第214条の規定の改正によりまして調査の対象が第2号被保険者の配偶者やその世帯主などまで拡大されましたことから、第1号被保険者を第2号被保険者を含めた被保険者に改めようとするものであります。

附則といたしまして、次のページになりますが、第1項は施行期日で、この条例は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

第2号は適用区分で、改正後の由仁町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするところであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては条例に対する大綱に限定して質疑を行

いますので、ご了承願います。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第1号の取り扱いについては、由仁町議会委員会条例第5条の規定により、由仁町介護保険条例審査特別委員会を設置し、その構成は議長を除く9名とし、これに付託することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま設置されました由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) よって、委員長の指名は議長によって行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長(菊地和夫君) 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、羽賀直文議員、2番、早坂寿博議員、3番、加藤重夫議員、4番、後藤篤人議員、5番、浮田孝雄議員、6番、佐藤英司議員、7番、大竹登議員、8番、井村勇夫議員、9番、吉田弘幸議員。

以上でございます。

○議長(熊林和男君) ただいまの指名についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました9名の議員を由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員に決定をいたしました。

休憩をいたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時44分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を開きます。

◎由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（熊林和男君） 由仁町介護保険条例審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告をいたします。

委員長に佐藤君、副委員長に加藤君です。

由仁町介護保険条例審査特別委員会は、付託となった議案第1号について閉会中に審査を終え、次期定例会まで報告願います。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成30年由仁町議会第3回臨時会を閉会いたします。

◎閉会 午前 9時45分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊林 和男

3 番議員 加藤 重夫

4 番議員 後藤 篤人